

---

---

## 第1章 計画策定の趣旨

---

---

我が国は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険の下、高い水準の平均寿命や保健医療を達成してきました。しかし、少子高齢化と人口減少がかつてない速度で同時に進行しており、今後、人口構造が大きく変化していくなかで、国民皆保険を将来にわたり維持し続けることが最重要の課題となっています。

そのためには、今後医療費が過度に増大しないように、国民の健康の保持増進に取り組むとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく必要があります。このための仕組みとして、平成18年の医療制度改革では医療費の適正化を推進するための計画(以下「医療費適正化計画」という。)に関する制度が創設されました。

令和5年5月に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)においては、医療費適正化計画の実効性確保のために、県が、保険者、医療関係者その他の関係者の協力を得つつ、医療費適正化の取組に中心的な役割を果たすことが求められています。さらには、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)において、一人当たり医療費の地域差半減に向け地域の実情に応じて取り組むこととされたことを踏まえると、本県の医療費と全国の医療費との地域差についても、データに基づく分析を行い、その縮小を図っていく必要があると考えます。

本県では、これまで第1期から第3期までの医療費適正化計画において、それぞれ課題を掲げ、取り組んできました。特に第3期においては、平成30年度からの国民健康保険(以下「国保」という。)の県単位化に伴い、県が国保の保険者として国保運営に参画し、地域の医療提供体制に係る責任の主体と保険料水準に関わる責任主体を兼ねることになったことから、県民負担の増加抑制に向けた取組強化のために、医療費適正化計画において医療費目標を設定し、国保の令和6年度県内統一保険料水準と整合的に取り組んできました。

今般「第4期医療費適正化計画」(以下「第4期計画」という。)(令和6年度～令和11年度)を策定するにあたっては、これまでの医療費適正化の取組成果を踏まえ、引き続き第3期医療費適正化計画(以下「第3期計画」という。)においても基本としていたように、県民負担の増加抑制に向けた取組をより一層強力に推進する必要があると考えています。このため、本計画においては、第3期計画に引き続き、目標とする医療費を明確に定めることとします。

医療費適正化計画の実行には、保険者や市町村、医療関係者など、各種関係者の深い理解と幅広い協力が必要です。同時に、県民一人ひとりが自らの健康の保持増進に努めるなかで医療費適正化への理解を深めていくことも大切です。このように、誰もが必要性と重要性を理解し、具体的な行動を伴うことによって、実効性を高めていけるように、本計画では、「エビデンスを踏まえた県民の健康増進を促進すること」、「医療提供のさらなる効率化を患者側・医療提供側の両面から促進すること」という2つの視点で医療費適正化を目指してまいります。